

○精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例

平成一九年三月一四日

仙台市条例第三号

(趣旨)

第一条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。次条において「法」という。）第三十八条の二第三項の規定に基づき、精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(任意入院者の症状等の報告)

第二条 法第三十八条の二第三項に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）第二十条の五各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(委任)

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。